

令和2年4月20日

町立幼稚園、小中学校 児童生徒の保護者の皆様へ

平泉町教育委員会

町立学校等において1学期の教育活動を予定通り継続すること及び臨時休業を実施するケース等について

日頃より、当町教育行政に対しまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

おかげさまで、当町の幼稚園、各学校においては、4月6日以降、無事に1学期の教育活動をスタートさせることができました。皆様におかれましては、特にも、様々な形で、感染拡大防止対策に取り組んでいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

今後も子どもたちが安心して学校生活に取り組めるよう、引き続き、感染拡大防止について、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、ご承知のとおり、過日4月7日に、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が公示され、また、16日には、「緊急事態措置を実施すべき区域」が岩手県を含む「全都道府県」と変更されました。これにより、今後、当町教育委員会に対し、岩手県対策本部長（岩手県知事）より臨時休業が要請された場合は、当町においても、臨時休業を実施することとなりますので、あらかじめご承知いただきますようお願いいたします。

なお、当町においては、現時点で、岩手県対策本部長からの臨時休業要請がないことを踏まえ、1学期の教育活動を予定通り継続いたしますので、学校等からのこれまでの連絡内容に基づき、ご対応いただきますようお願いいたします。

また、今後、臨時休業を実施せざるを得ないケース等について、下記にまとめております。保護者の皆様におかれましては、引き続き感染拡大防止に努めていただきますよう、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

町立学校等において臨時休業を実施するケース等についてのお願い (令和2年4月20日時点)

1 岩手県内で感染が確認された場合や隣接する市町村(奥州市、一関市)で感染が確認された場合

該当市町村名が公表されない場合であっても、勤務先等での感染があり、自身が濃厚接触者とされる可能性がある場合には、確実に学校に連絡してください。児童生徒には当面自宅待機させてください。

状況を考慮し、総合的に判断する必要がありますが、原則、臨時休業は実施いたしません。

2 奥州市のうち、衣川中、前沢中学校区の児童生徒への感染が確認された場合や、一関市のうち、東山中、舞川中、磐井中、巖手中学校区の児童生徒への感染が確認された場合

お子さまが所属する塾等の習い事、スポ少等に、当該学区の児童生徒も所属している場合には、確実に学校に連絡してください。児童生徒には当面自宅待機させてください。

状況を考慮し、総合的に判断する必要がありますが、原則、臨時休業は実施いたしません。

3 児童生徒または同居の家族が濃厚接触者と特定された場合

確実に学校に連絡してください。児童生徒には当面自宅待機させてください。

状況を考慮し、保健所の指導のもと、総合的に判断する必要がありますが、原則、臨時休業は実施いたしません。

4 町立学校等に勤務する教職員の同居の家族が感染し陽性と診断された場合

当該教職員は出勤できません。状況を考慮し、総合的に判断する必要がありますが、原則、臨時休業は実施いたしません。

5 町立学校等に在籍する児童生徒の同居の家族が感染し陽性と診断された場合 (児童生徒や教職員が感染し陽性と診断された場合にも同様)

ご家庭においては、保健所の指導のもと、対応していただくこととなりますが、非公表の場合であっても確実に学校に連絡してください。

同居の家族への感染が明らかになった場合については、児童生徒がそれまでの一定期間にウイルスを運んでいた可能性を考慮する必要がありますので、まずは児童生徒には登校させないでください。自宅または、可能な限り、安全な場で生活させてください。

状況を考慮し、保健所の指導のもと、総合的に判断する必要がありますが、この場合には、児童生徒の所属を問わず、原則、町立幼稚園、小中学校すべてにおいて、当面の臨時休業を実施いたします。

各学校においては、保健所の指導や町教委からの指示のもと、速やかにすべての児童生徒を下校させることとなります。

各ご家庭においては、自宅待機はもちろんのこと、感染拡大をより防ぐための行動をとってください。(休業中の家庭学習の在り方についての連絡は、十分な協議や準備を経て、学校から後日あるものとして、まずは、感染拡大防止のための行動を最優先してください。)

引き続き、児童生徒と先生方が安心して1学期の学習と生活に取り組めるよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。